

1. 建築物

[9]浴室

整備の基本的考え方

多くの人が利用する浴室では特に安全面に配慮を行なうとともに、脱衣所、洗い場、浴槽への一連の移動が、円滑に行なえるよう配慮する。

整備基準

不特定又は多数の者が利用する浴室(客室の内部の浴室を除く。)を設ける場合においては次に定める基準に適合する浴室を1以上(男性用及び女性用の区分がある場合においては、それぞれ1以上)設けること。

- イ 脱衣所及び洗い場の出入口の幅は、内法を80cm以上とすること。
- ロ 脱衣所及び洗い場の出入口には段を設けないこと。
- ハ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう手すり、腰掛台等が適切に配置されている洗い場及び浴槽が設けられていること。
- ニ 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができる構造とすること。
- ホ 床面及び浴槽の床は、ぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

さらに望ましい基準

- ・ 脱衣所及び洗い場の出入口の幅は、内法を90cm以上とすること。

○解説

※内法を80cm以上：内法80cmは車いすで通行可能な最小寸法。

※容易に操作することができる構造：レバー式や器具。

○配慮事項

・ 出入口

出入口の戸は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

・ 浴槽

浴槽の深さは50cm程度とすること。

浴槽への移動用に浴槽の高さに合わせた移乗台を設ける場合は、高さ40cm程度とすること。

・ 手すり

手すりは利用者の動作に合わせて、水平・垂直のものを適宜組み合わせて配置すること。

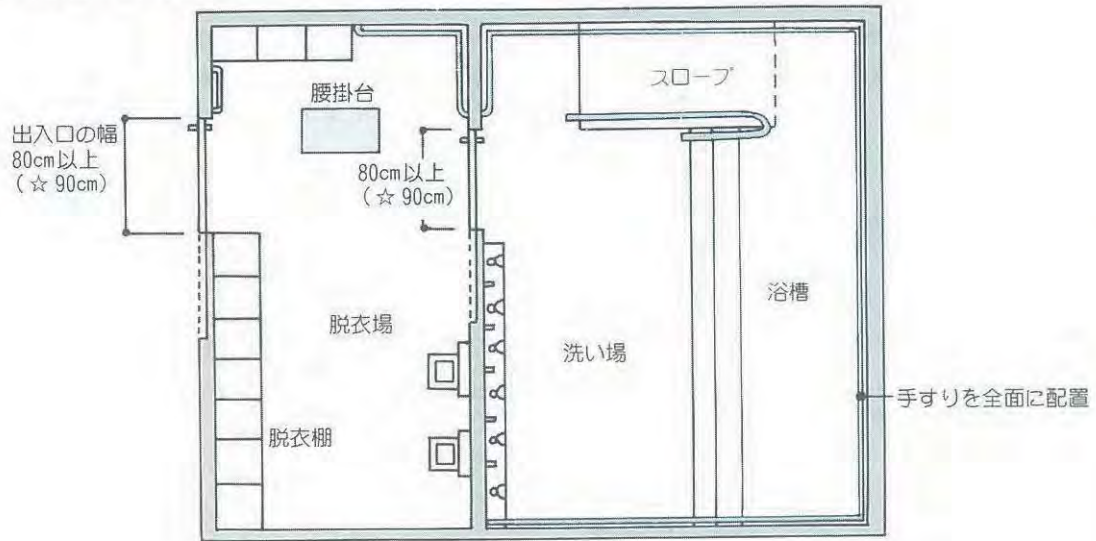
・ 水栓器具

シャワーヘッドは上下に2箇所もしくは昇降可能なものを使用すること。

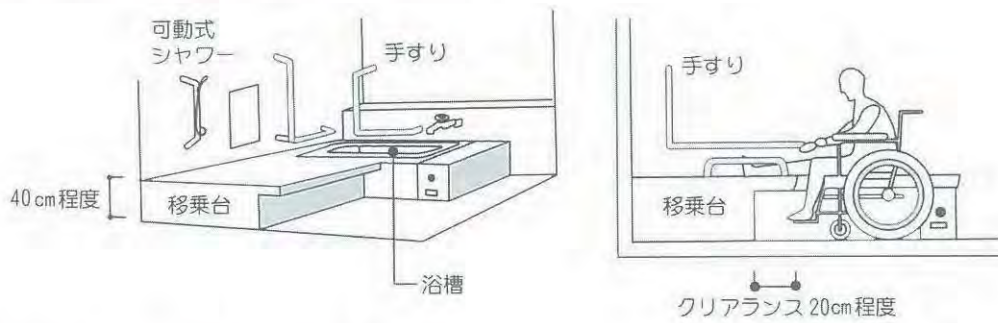
冷温水の区分などは、点字による標示を行うことが望ましい。

参考解説図

■共同浴室の設置例



■車いす使用者対応個室浴室の仕様例



■水栓・洗面器具等の仕様例

